

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
13	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	1
9	児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	4
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	11
4	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等	14
5	犬の登録及び管理方法の見直し等	18
19	最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入	29

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。

【支障事例】

当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。

【支障の解決策】

民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながるとともに、区民サービスの向上につながることを期待できる。

根拠法令等

民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことによって、欠員を解消する可能性が高まることが期待される。

○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。

○本市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。

○本市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。

ついては、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考えます。

各府省からの第1次回答

民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。

なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市部では、他人との関わりを忌避する傾向が強く、また、日中は区外に勤務している住民も多いため、地域のコミュニティに積極的に参加できる人は限られている。その地域に長く居住していることが、地域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言い難い状況である。

一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人々が区内に勤務している。その中で、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など、在住者ではなくても、地域住民の実情を把握している人材は存在する。また、再開発が急激に進む中、大規模マンションなど民生委員・児童委員の確保が困難な地域では、居住者の実情を把握している管理人やコンシェルジュなど、在勤者であっても民生委員・児童委員の候補者になり得ると考える。これらの中で例えば区外への転出を理由に民生委員・児童委員を退任した者言えば、前任期中において6名おり、要件を見直した場合にはこうした者の活用も可能となる（この場合には、地域住民の生活の実情に通じていることは明らかである。）。

民生委員制度は、創設から100年を超える長い歴史があるが、この間、社会情勢は大きく変化しており、昨年度の民生委員の改選結果によれば、欠員数が戦後最多となるなど、当区だけでなく、他の多くの自治体においても同様の課題が生じているものと考えます。こうした現状を踏まえると、地域の実情や今の時代に即した選択肢のある制度として柔軟に対応していくことこそが、民生委員・児童委員制度の持続可能性につながるものと考えます。ついては、民生委員の候補者を在勤者にも拡大するなど担い手確保策の早急な検討を求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員は「地域住民の生活の実情に通じている者が選任される」とのことであるが、大規模マンションの管理人やコンシェルジュ、あるいは、地域の商店街で働く者が日常的に地域住民との関わりがある者など、「当該市区町村外に居住する在勤者（以下「在勤者」という）」の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（また、制度創設時と比較して、社会構造等が変化していることから、これまで制度上想定していなかった者の中にも適任者がいるものと思料）。

従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか。

なお、関係府省ヒアリングにおいて示された「民生委員の業務は幅広い中で、在勤者が職務全般を継続的かつ総合的に担うことができるのかどうかという課題がある」との懸念点については、現行制度上、想定される民生委員の職務の内容について、地域における関係性の変化等も踏まえながら精査・効率化することで解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務（例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等）について、在勤者の方（別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等）に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、民生委員の当事者団体の意見等も踏まえながら、丁寧に検討する必要がある。

一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、引き続き、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ民生委員の当事者団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等についての検討も併せて進める。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(2)】【厚生労働省(1)】

児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198)

民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

整理番号	292	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	292)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当の支給に係る所得審査の廃止

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせすとも支給できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、認定事務及び資格の年度更新時に所得審査を行っている。所得審査は、システムにより対象者リストを作成し、市外課税者の所得照会(場合により、課税地登録の設定や不開示での照会設定などの個別設定が必要。令和5年度の対象者は1,000人程度)を行い、所得更新処理をするが、対象者が多いため処理にはかなりの作業負担を要する。

また、児童手当法第4条第3項により、父母等のうち所得の高い方を児童手当の受給者としているため、毎年資格更新の際に父母等の所得を確認し、所得によっては受給者変更を行っている。例年、受給者変更のために対象者に手紙を送付しているが、現受給者の消滅届及び新受給者となる配偶者の新規申請書がなかなか提出されず、変更事務に多大な時間と労力を要する状況である(令和5年度現況更新時の受給者変更対象者は45人)。今後、児童手当の対象者が拡充されることにより、作業負担が更に増えることが想定される。

今後、児童手当制度において所得制限が撤廃されることに伴い、所得審査に伴う受給者変更は、行う必要がない取扱いにしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口で公務員と民間企業勤務の夫婦の受給者変更を受け付けた際に、夫婦で所得が大きく変わらないが産休・育休などにより所得が逆転し、数回受給者変更をすることになり申請事務が大きな負担に感じるとの意見が複数あった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支障が解消されることで頻繁に受給者変更を行っていた方にとっては受給者変更に伴う申請の手間がなくなるため、市民サービスの向上につながる。また、職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第4条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても年度の都度受給者変更を求められるケースが一定数あり、受給者の手続き負担の観点から有効のため、所得審査の廃止を求める。認定及び資格の年度更新事務においても業務負担が大きく軽減され则认为。

○当市でも同様の事例が発生している。所得制限撤廃後も、父母間での二重支給を防止する観点から所得による受給者の判定が継続されるようだが（児童手当の抜本的拡充に係る Q&A 集 3月27日版 問2-1）父母が同世帯かつ公務員に該当しない場合等、二重支給を防ぐことが容易な家庭に限っては、所得で判定する必要性は薄いと考える。当市における受給者世帯の内、およそ8割が前述のようなご家庭であるため、見直しが可能であれば大幅な事務負担の軽減が見込める。

○資格の年度更新時に所得審査を行う際、約800件の市外課税者を情報連携により所得照会し、父母の所得の多少の変動により、約80件について現受給者の消滅届及び配偶者での新規認定請求依頼を行っている。これらの事務について、提案市同様、大変な時間と労力がかかり、制度拡充による負担増が予想される。また、新規認定請求時に請求者が所得が高い者として認定請求されたものの、所得調査により配偶者の所得が高く、再度請求手続きを依頼することも発生している。また、新規認定請求の際、産休等による所得の逆転の可能性や世帯主・健康保険・税扶養等の観点から、所得の多少に係らない受給者の選択を要望されることもある。

このため、今後児童手当制度の拡充により所得制限が撤廃されることに伴い、新規認定請求時の所得審査は各種控除等加味しない総所得の多少を基本としつつ柔軟な判断を可能とし、また、年度による所得審査に伴う受給者変更は行う必要がない取扱にしていきたい。

○所得の審査を行い、配偶者と所得が逆転し、支給区分に変更がある場合は受給者変更を依頼している。件数はそれほど多くはないが、確認作業、受給者への通知、申請待ち等で一定の負担を強いられている。また、今までは所得制限があった為、生計中心者の方を児童手当の受給者とするよう依頼していたが、廃止となれば日々のお世話（買い物等）をよくしている配偶者に変更してほしいという声が多く上がると考えられる。そのため、夫婦の所得によらない受給者の選択に賛同する。

○原則、父母等のうち所得の高い方を生計中心者と認め、児童手当の受給者としているが、所得だけでなく税・保険扶養の状況等から総合的に判断するとされていることから、一概に所得を比較するだけでは足りず、所得審査に膨大な時間を要している。また、当市では、所得審査の結果、昨年度は約850世帯に受給者切替えの案内をお送りしているが、認定請求が提出されない方も多く、その請求勸奨作業も業務負担となっている。これらのことから、所得制限撤廃に伴い、所得審査により受給者の切替えは不要となれば、大きな負担軽減となる。

○市外課税の場合はマイナンバー情報連携を行い、一人ずつ課税シートを作成する事務処理が発生している。また、システムにも課税状況を入力するのに時間がかかっている。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市も市外課税者の現況届等の審査で、情報連携での所得審査に要する時間はかなり多い。さらに、提出された1月1日時点の住所が違っており、情報連携の結果がエラーで返ってきた場合は、住所の確認作業が必要となり、事務作業の負担がかなり増えている状況である。

各府省からの第1次回答

児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう（同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう）調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっていると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合（所得の多寡という客観的な基準を用いない場合）には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。

なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、

児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所得確認を行う際、市外課税者について、情報連携システムによる所得照会を行うが、照会に必要な情報を一人ずつ手入力する必要がある上、DV等の事情により情報連携の不開示設定が必要となる場合や、住所地以外に課税されたことにより公用請求が必要になる場合もある。「所得の多寡」以外の事務負担の少ない基準等を用いることにより、所得確認が不要となれば、自治体にとって大きな負担軽減となる。

また、御指摘の二重支給の懸念については、父母等がどちらも支給自治体に居住している場合(公務員を除く)は当該自治体で支給状況を把握しているため、父母等が別々の自治体にいる場合や父母等が公務員である場合に限って、生じると考えられる。そのような場合、現状では所得審査に関係なく二重支給とならないように申請の際に受給確認を行っているところであり、本提案により所得審査を撤廃したとしても二重支給を防ぐことが出来ると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【平塚市】

本市としては、受給者の手続き負担や、自治体の事務負担の軽減の観点で提案している。夫婦で任意に受給者を選択できる必要はない。一定程度のルールの下で認定することは差し支えなく、そのうえで所得によらない判断ができればよいと考える。

- ・夫婦間の受給者切り替えが発生しにくい設計とする
- ・切り替えが発生した場合でも、手続き負担がない(少ない)設計とする
- ・特に、毎年状況が変わる可能性がある所得を判断材料にしない(または、優先的には使用しない)
- ・例として、国民健康保険、臨時給付金事業と同様に世帯主を対象とする、または、保険扶養の状況による判定(補足資料あり)

といった対応が考えられる。

また、「総合的に判断する」規定に関しては、別居または受給者が公務員など、自治体(勤務先)をまたいだ認定となる際には、特に支障が生じている。「総合的に判断する」ために、自治体により判断にばらつきが発生してしまい、一律の対応が困難になる場合がある。

特に、各自治体の財政負担の観点から、極力自身での認定(負担)を避けて、他自治体で認定させるため、または、単に事務負担の観点から「総合的な判断」は行わない事として、現受給者の所得が配偶者と比較して1円でも低ければ資格消滅としている自治体も少なくないのが実態である。

この場合、1円でも高い配偶者側の自治体としては受け付けざるを得ないため、「総合的に判断する」規定が実質的にはあまり機能せず、受給者に対しても手続きの負担がかかり、所得が高い側の自治体も事務負担を負う状態となってしまう。

また、上記のような切り替え手続きが必要になったものの、手続きが遅れてしまったことで、不支給が発生するケースもあり、受給者の不利益になり、その説明を求められることも自治体の負担になっている。

これらの状況からも一定の基準が定められていれば、かえって事務負担が増すとは考えていない。

デジタル技術の活用(情報連携や、システム標準化の導入)により、市民の手続き負担や、自治体の事務負担を軽減することが求められているのが時代の要請であり、制度自体についてもスリムでシンプルなものに見直していく検討が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所得審査を廃止して所得が高い方が申請者という原則がなくなった場合、申請者を決定する基準が新たに必要となる。父母等が任意に選択できるとなれば、随時変更の要望も想定される。また、父母が別居している場合、どちらが申請者にもなり得るので、今まで以上に慎重に二重支給していないかの確認をする必要があるなどの状況が想定され、慎重に検討されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

毎年の更新時の所得審査は膨大な件数となっており、多くの地方自治体から、所得制限撤廃に伴い事務負担軽減を図るべきだという声が寄せられている。原則として初回に認定した受給者に継続して支給することとし、所得審査を廃止することにより、二重支給防止を図りつつ、事務負担を軽減すべきではないか。

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体へのヒアリングを実施し、事務負担を軽減する方法を検討する旨の説明があったが、年度内の見直しに向けて、方針決定のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

児童手当法第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう（同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう）調整するために設けられているものであり、必要な基準であると考え。

二重支給の懸念について、申請の際に受給確認をしているため、所得審査を撤廃したとしても二重支給を防ぐことができるのご意見については、申請時以降において家庭の状況に変化が生じた場合（受給資格を有する複数の者が別居した場合など）において、いずれが受給者たりえるか判断が必要となり、二重払いが生じうる懸念は払拭されないものと考え。

また、判断基準として、所得によらない審査基準を設けてはどうかのご意見については、家庭の状況に応じては、より詳細な確認等を行う必要が生じ、審査を行う自治体において当該事務が所得確認以上に煩雑になることも懸念されると考える。

特に児童の養育の状況の変化を把握する機会が失われ、本来であれば受給資格を有していない者に対し児童手当が支給されてしまうおそれがあるなど、別途新たな審査基準を設けることについては、慎重な検討が必要であると考えている。

現行制度においても所得の多寡だけでなく養育の状況などを総合的に判断し受給認定を行っていただいているところ、受給資格確認の判断材料として、所得は自治体にとって最も簡便かつ定量的な判断を行うことができる指標であると考えている。

なお、「総合的に判断する」については、（比較的児童の養育状況の変動を反映しやすい指標である）所得が高い者が、必ずしも生計を維持する程度の高い者とはいえない場合もあるため、総合的な判断をすることを求めているものである。現行の運用においても、「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、（中略）受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。（「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」問2-1）

児童手当に限らず、現金給付においてはいずれも現況確認を行う仕組みとなっているところ、これらは適切な給付を担保するために必要な仕組みであると考えており、何卒ご理解いただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

整理番号	293
(管理番号	293)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていきたい。

例えば、下記を提案する。

- ① 転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。
- ② 転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。
- ③ 転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、対象者が転出入する際には転出予定日を基準日としているが、転出先の自治体では転入日しか住民基本台帳ネットワークシステムで確認できないため、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。そのため、転出元への消滅確認は必要と考えているが、年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。求める措置に記載した①～③はあくまでも一例だが、電話確認を行うことなく各自治体等で消滅日を把握できるようにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第8条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会

○現行の児童手当制度では、転出予定日を基準日としている。転出者には転入予定日を記載した用紙を渡し、転入先市町村へ添付して新規認定請求するよう周知しているが、添付しないために転出先市町村から転出予定日の確認の電話がかかってくる場合がある。また、転入者の新規認定請求時には、転出元市町村から渡された転出予定日の分かる用紙を添付しない転入者が約6割であり、転出元市町村へ転出予定日を電話で確認している。今後児童手当制度の拡充により受給者数が増えるため、これらの事務負担増が想定される。重複支給防止のための消滅確認は必要ではあるが、電話による確認方法ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムの活用やマイナンバー制度における情報連携等により、転出元の転出予定日を各自治体のネットワークシステムで確認できるようにしていただきたい。

○現在、転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、それを受給者の方が申請時に提出して下さる割合が6割ほどで、残りの4割はマイナンバー等で転出したため転出元の窓口に行っていない場合や、書類を紛失したなどで消滅日の確認が取れず、電話確認を行っており、転出元・転出先双方の業務負担になっている。これから電子での受付が増えると受給者の方に消滅時の書類を提出いただくことは難しくなるため、システム上で転出元の転出予定日を確認できれば作業負担が減少すると考えられる。

○年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○本市においては、窓口にて転出による資格消滅手続きを申請された場合は、消滅日を記載した連絡票を交付している。また、転入者が転出元自治体が交付する連絡票を持参した場合、連絡票にて消滅日の確認を行っている。一方、申請者が連絡票を持参していないこと等もあるため、電話での消滅日確認が必要となっている。転出による資格消滅日を転出予定日ではなく、転出確定日(転出先での転入日)とすれば、支障が無くなる。

○本市としても、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。年度末等で転出入が多くなると電話確認の件数が増え、支障がある。①の案に賛同する。

○求める措置の具体的内容に追加で、情報提供ネットワークシステムにより、児童手当支給情報も照会可能としたい。

○消滅日の電話確認は、自治体の連絡先の把握、本市と他市双方の電話対応が必要で、年度末は異動者による確認作業が増加し、普段の業務と6月支給に向けた支払に関する準備とも並行して作業することから、かなりの業務負担になっている状況である。端末での消滅日確認が可能になると、業務負担の軽減につながることも、複数人の目で確認することで、より正確に審査が可能である。DV支援の転入者に関しては、情報漏洩等の観点から電話確認が不可で県を通して照会する場合があるが、端末確認ができれば、業務負担の軽減につながり、より早く審査ができることで市民の方へより早く児童手当を支給することができる。

各府省からの第1次回答

児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第3項の「住所を変更した日」とは、転出をした日を指し、実務上の取扱いとしては、住民基本台帳法上の「転出予定年月日」としている。これは、大多数の場合において「転出予定年月日」又はこれに近い前後の日に転出入するものと考えられること、住民基本台帳法上の事務処理としては、「転出予定年月日」をもって住民票が消除されることによるものである。

また、現行の取扱いであれば、転出元自治体は転出者の「転出予定年月日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額及び支給事由消滅処理を行う日を確定させることができるが、仮に「住所を変更した日」を「転入日」とする取扱いに変更すると、転出元の自治体においては、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の支給月を隔月の年6回とする事も踏まえると、過誤払いを防止するに当たっては、現行のとおり「住所を変更した日」は「転出予定年月日」と取り扱うことが適当と考えている。

また、御提案の連絡票による対応については、市町村間の電話連絡を一定程度減少させる効果があると考えているが、追加共同提案団体の支障事例にあるように転入先自治体で申請者が連絡票を持参しないケースがあるなど、その効果に限界もあると考えている。

御指摘の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認については、関係省庁とも協議の上、必要な検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出予定日から転入日へ基準日を変更した場合、転入日が確定するまで消滅処理を行うことができず、過誤払いが発生する可能性があることを懸念点として指摘されているが、転出予定日と転入日が大きく乖離する事例は多くない。仮に大きく乖離する場合でも、例えば、一定期間経過しても転入届が提出されなければ、転出元の

自治体が転出者の手当の支給を停止することができるようにすることで、過払いの防止が可能になると考える。各自治体等で転出予定日を確認できるようにシステム等を改修する方法は、現行の基準日を変更せず、転出入の際の電話確認を省略できるようになるため、実現に向けて検討いただきたい。

なお、これらの提案は問題を解決するための手段の一例であるため、事務負担軽減に資する他の解決手段があればその手段でも良いと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

制度改正により支給対象が拡充されることも踏まえ、「転出予定日」等の確認について、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した事務負担の軽減について検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「転出元の自治体は、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。」とあるが、一定期間転入届が提出されない場合には、消滅処理ができるようにする（転出予定日から一定期間経過後）ことで、基準日を転入日に見直すことは考えられないか。

システムを活用した「転出予定日」の確認について、システムの改修概要やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

各市区町村が利用する現行の児童手当システムでは、転入する児童手当受給者の「転出予定年月日」を把握することができず、把握するためには、住民票の管理や発行等を行う住民記録システムから転出予定日を含む転出証明書情報を取得するための改修を行う必要がある。

この点、現在、地方公共団体では、令和7年度末を期限とする標準準拠システムへの移行に向けて、業務システムごとに定める標準仕様書に基づき対応しており、このうち、児童手当に関連する標準仕様書について、住民記録システムから転出証明書情報を取得するために必要な要件を定めるための改版を令和6年度中に行うこととする。これを受け、各市区町村が当該標準仕様書を踏まえて必要な改修を行うことで、令和7年度末には児童手当システムにおいて、転入する児童手当受給者の「転出予定年月日」を把握することが可能となると考えている。

なお、転入者が紙の転出証明書を転入先の住民票担当部局に持参する場合、住民票担当部局は「転出予定年月日」の情報について、紙による確認が可能であることから、通常、改めて住民記録システムに登録しない運用をしているため、その場合には児童手当システムと住民記録システムが連携していても、児童手当担当はシステム上「転出予定年月日」の情報を把握することができない。

このため、転入する児童手当受給者が紙の転出証明書を窓口を持参する場合においても、「転出予定年月日」等の児童手当の支給に必要な情報について住民票担当部局と児童手当担当部局が連携を図る旨周知するよう関係省庁と協議する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

整理番号	173
(管理番号	173)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」によって定められている地域型保育事業所の認可要件のうち、「代替保育」は、一定の条件を満たせば、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については地域型保育事業所同士の連携が認められていない。そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和すること。

具体的な支障事例

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)では、地域型保育事業については、小規模かつ2歳までの保育であることから、「1 保育内容支援」、「2 代替保育」、「3 卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設の確保を必要としているが、令和6年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がある。当市では、地域型保育事業者に対して、経過措置期間内に連携施設を確保することを求めているが、なかなか連携施設の確保は進んでいない。平成28年から、連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」を創設し、連携施設を確保できていない地域型保育事業所に対して、個別に連携先の候補となる保育所等とのマッチングを行っているものの、令和6年4月時点では、3項目の完全合意をしている事業所は約6割程度にとどまっている。

制度開始後約10年を経過した現時点では、新たに連携先になる保育所・認定こども園等が少なくなっているため、これ以上連携が進むことは期待できない。このような現状を踏まえると、地域型保育事業所の自助努力やこれまでの当市の取組だけで、経過措置期間内に、更には仮に経過措置期間が延長された場合においても全事業所が連携施設を確保することは困難である。

しかしながら、小規模保育の地域型保育事業所の入所児童に集団保育を経験する機会を確保するとともに、緊急時にも保育を実施するための保育士を担保することは必要である。

現在、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、一定の条件(「①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること」「②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと」「③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。))を満たせば、「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については、地域型保育事業所同士の連携が認められていない。

そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和して欲しい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「保育内容支援」について連携施設を確保できていない複数の地域型保育事業所から、自助努力では連携施設

を確保することができないため、地域型保育事業所同士の連携でも、認可要件を充たしたという扱いにしてほしいという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育内容支援についても事業所同士の連携を認められた場合、これまで、代替保育だけで連携していた事業所同士が、保育内容支援も連携することで、日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態での応援派遣をスムーズに実施することが可能になる。

例えば、複数の事業所が運動会や誕生日会等のイベントを共催することで、2歳児等の集団保育の機会を確保し、保育に関する情報を共有できるようになるとともに、異なる事業所の保育士間で相談しやすい環境ができる。

更には、従来の代替保育だけでは連携が叶わなかった未連携施設への理解・連携促進につながり、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。

また、認可要件の緩和により、今後新たな地域型保育事業所の設置が行いやすくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市

○当市においても、行政区によりばらつきがあるものの、特に引き続き保育需要が伸びている地域において、連携を設定することが難しい状況となっている。

○特に家庭的保育事業者において保育所・認定こども園との連携はハードルが高いという側面がある。

○当市においては連携施設を確保できなかった事例無しではあるものの、連携施設の解除の相談を受けることがある。しかし、新しい連携施設の確保が困難であることが原因で連携の解消が困難になっている実情がある。よって、新規の連携施設の確保の選択肢が広がる本提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

原則として、満3歳未満児を対象とし、利用定員が19人以下である家庭的保育事業等では、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、集団保育の必要性が特に生じてくる2歳児について、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保することや、3歳児からの円滑な集団保育につなげることを目的として、「保育内容支援」を連携施設の要件の1つとしている。

この観点において連携施設の要件のうち、「保育内容支援」と、「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様に緩和することは不適切である。

他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設確保に関する自治体や現場の現状を調査し、その結果も踏まえながら、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長について検討していきたいと考えており、その際、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行ってまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1歳以上3歳未満の子どもの、周囲の身近な人への関心が高まると、年長児や保育士等の仕草や行動の真似をすることがあり、他の年齢の子どもの存在を感じ、互いに関わりを楽しめるようにすることの重要性は十分に理解している。今回の提案により、「保育内容支援」においても地域型保育事業所同士の連携が認められることによって、より多様な児童と定期的に触れあうことが可能になり、成長する機会が担保される。また、地域型保育事業所同士のネットワーク作りが促進され、保育ノウハウの共有や相談が行いやすくなる。さらに、同じ地域型保育事業所同士で、代替保育に加えて、保育内容支援の連携をすることが可能となれば、連携先の地域型保育事業所の保育士や児童が馴染みとなり、不測の事態において代替保育を行う場合にも、保育従事者や児童、その保護者が安心感を得て、保育を実施することが可能になる。加えて、代替保育の連携が促進されること

が期待でき、地域型保育事業所におけるより安全・安心な保育の実現につながるため、改めて今回の提案を踏まえて、連携施設の要件の在り方を検討していただきたい。また、地域型保育事業所が連携施設を確保できず、対応に苦慮している自治体の現状を踏まえ、経過措置期間の延長を検討し、早急に結論を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

「保育内容の支援」については、内容が集団保育のみではなく、相談・助言、園庭開放、給食、健康診断も含まれていることから、それらに係る「保育内容の支援」においては、地域型保育事業者同士の連携を可とする緩和を検討いただきたい。

「卒園後の受け皿」について、当市の保育需要が高い地域においては連携を設定することが難しい状況となっていることから、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長を検討いただき、迅速なご回答をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

これまで10年間の経過措置が講じられてきたところであるが、現在も連携施設の確保に苦慮している状況を踏まえると、地域の実情に応じた連携施設の要件に見直すべきではないか。

経過措置の期限は令和6年度末に迫っており、事業者にとって事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であるため、早期に延長の方針を示していただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、経過措置期間の延長に当たって要件を付すことを検討している旨の説明があったが、連携施設の確保が困難な状況を踏まえると、新たな要件を付すべきではないのではないか。

各府省からの第2次回答

連携施設の在り方を検討するにあたっては、連携施設の確保に苦慮している施設や自治体がそのような状況に陥っている原因等を把握することが必要である。現在、単に確保率の把握のみでなく自治体や施設ごとの課題も含めた調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、経過措置の延長も含めた必要な対応について検討を行い、年内に結論を得る。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省 第2次回答

整理番号	95
(管理番号	95)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続(申請書類)の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁成育局長文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○本市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○本市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、本市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、本市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

各府省からの第1次回答

公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。

また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化については、公表されているとおり着実に進めていただきたいが、人員配置等の加算制度全般について、加算の種類の高さと要件の複雑さにより、保育施設及び自治体の双方に多大な事務負担が生じている現状を踏まえ、処遇改善等加算にとどまらず、他の加算制度の整理・統合についても、早期に具体的な方向性をお示しいただきたい。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準システムの仕様更改にあたっては、協議会等での議論に加え、先行して独自システムの導入を行っている自治体と十分に意見交換を行った上で、仕様やスケジュールを検討していただきたい。

併せて、広域利用について、保育施設及び自治体双方の事務処理が効率化できる施設管理プラットフォームの仕様となるよう前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。

また、今後新たに加算の種類を追加することで、加算制度がさらに複雑化・増加しないようにしていただきたい。施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」等での具体的な検討状況をお示しいただきたい。

また、加算に係る事務処理の負担軽減に資する機能を有するものとなるよう整備していただきたい。

施設管理プラットフォームがユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体における独自システムの導入状況等の実態や意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

処遇改善等加算以外の加算制度全般についての整理・統合については、各加算ごとに趣旨・目的が異なることから、慎重な議論が必要であると考えているが、今後仮に新たに加算の種類を追加する場合には、複雑化しないよう配慮してまいりたい。

施設管理プラットフォームについては、

・「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」の下にある「給付ワーキング・グループ」(令和6年8月1日)において、独自の申請支援システムを構築している先進自治体からヒアリングをするなど、御意見を伺っているところである。

・具体的な対象事務としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の趣旨を踏まえ、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととしている。その上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、中長期的な検討が必要であると考えている。

いずれにせよ、施設管理プラットフォームが地方自治体にとって使い勝手が良いものとなるよう、自治体に対して丁寧に説明を行い、ご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、環境省 第2次回答

整理番号	10
(管理番号	10)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等

提案団体

津山市、川崎市、岡崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。
また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

当市は登録原簿等の情報を電子データで管理しているが、転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっている。これに加え、犬の所在地の変更に係る書類については紙媒体で保存しており事務スペースを圧迫させている。また、令和5年度に県内市町村にアンケートを行った結果、回答のあった全ての市町村において登録原簿の電子化は行われているものの、当市と同様の運用を行っているとのことであり、大半の市町村において電子データのやり取りに前向きであった。なお、県外の市町村とのやり取りも紙媒体で行っていることから、全国の市町村においても同様の状況と推察される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子データによるやり取りで完結することで、事務の効率化や郵送代の経費削減が見込める。

根拠法令等

狂犬病予防法施行令第2条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市

○次の3点の課題から、全国統一的なシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている。

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③全国的な登録原簿の受け渡しに事務負担が掛かっている。

○犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等について、電子データでの送受信が実現すれば事務作業の効率化や郵送費用の削減が見込める一方、個人情報への漏洩リスクに備え慎重に対応しなければならない。「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」に転出通知を追加するだけでも多くの自治体で市町村間の通知事務が削減され負担軽減になると考える。

○本市においても提案団体と同様の運用を行っている。犬の所在地の変更については転入先からの通知がない限り本市では異動が分からず、犬の所有者から苦情が寄せられることがある。全国統一的なシステムを構築し、オンライン上で住所変更や所有者変更を可能となれば市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化が図られるほか、犬の所有者に対しても正しい情報を提供することができる。

○本市においても登録原簿等の情報は電子データで管理している。転出入に伴う自治体間の書類のやり取りでは、提案自治体と同様に、郵送等が業務上負担となっている。一方、電子データでのやり取りは、本市規程に基づき情報保護の観点からデータの暗号化など各種対策を講じる必要があることや、送付先の自治体ごとに送付方法等の調整が必要であるため、業務負担となる点は留意する必要がある。

○提案内容に加えて、犬の飼い主が紛失や、譲渡の際に渡されていないために鑑札がなかった場合、転入の際に登録の確認に時間を要することから、一元化したシステムで検索が可能となれば、行政及び飼い主の負担が軽減される。また、注射履歴も検索及び取り込みが可能となれば、かなりの事務負担軽減となる。ペットショップ間の店舗移動における転入の手続きがなされていないことや、生後91日経過後の登録がなされていないことで、購入者及び行政が戸惑うことが多いため、登録の厳格化、顧客への確実な情報伝達を厳格化することを強く要望する。

○ワンストップサービス開始から2年が経過したが、依然として加盟市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応をせざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築を願う。

○本市では事務の効率化を図るべく、電子データによる送付を進めているが、電子データでの送付が明確化されていないことから紙媒体での送付を要求する団体が一定数ある。また、電子データでやり取りを開始するにあたり、全国自治体の犬の登録事務を行う部署のメールアドレスを容易に把握できる術がないため、現在は事前に各自治体へメールアドレス及び意向の確認を行う必要があり、負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原簿の管理方法が各市町村により異なる実態」を踏まえて慎重に検討を、とのことであるが、今回の提案については、その「異なる実態」の解消により、原簿の管理方法が市町村間で標準化されることで、デジタル基盤が統一される。本提案は、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、デジタル化による事務負担の軽減を図ることを目的としている。「狂犬病予防法の特例制度」への最新の参加状況(令和6年7月1日時点)が全国自治体内で約17%にとどまっていることから、当該解消については、新規システム整備に拘らず、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」といった既存のものを活用するなどにより、早期の措置の実現を図っていただきたい。

また、令和6年3月28日付の厚労省事務連絡(以下「事務連絡」という)については承知しているが、提案市において周辺市町村に意見聴取を行った際、電子データによるやりとりについては概ね賛同の意向が示されていたものの、意見の中には全国的に統一した手法で一斉に取り組まない限り、通知の取扱いが電子と紙ベースのものが混在し、余計に事務が煩雑になりかねない、との声もあった。事務連絡により郵送以外の通知等を許容

いただいたとしても、こうした懸念部分がある以上、なかなか郵送以外での通知に踏み切れない現状がある。こうした懸念を解消する意味でも、統一的なシステム整備につき早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国による、分かりやすい全国統一的なシステムの整備を求める意見が寄せられており、提案の実現を強く求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

厚生労働省において、犬の登録原簿の管理方法について全国調査を行い、実態を把握した上で、原簿のオンライン化を図るよう検討していただきたい。その上で、犬の登録原簿管理と動物愛護管理法上のマイクロチップ情報登録システムを連携させることにより、デジタル化が進むよう検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

飼い犬の登録事務については市町村の自治事務であり、原簿の管理方法についても市町村で決めるものであることから、各市町村により異なる実態があることについては、第1次回答でもお示しているところである。一方、ご提案のように「犬の原簿の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること」についてご要望があること、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」においても「狂犬病予防法関連手続のオンライン化等の人獣共通感染症対策を推進する」と言及されていることから、まずは各市町村の原簿の管理方法を確認するための全国的な調査を今年度中に行う予定である。その調査結果を踏まえ、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付において事務負担を軽減するための方法を検討し、オンライン化を進めていく。併せて、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」の活用については、システム連携を行うべく、環境省と引き続き連携し検討を進めていく。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県、京都府、鹿児島市

○提案内容についてはデジタル化の支障となっているのであれば解消すべきと思う。まだ申請者がすべてデジタル申請できる環境ではないため、併用で行えるようにしていただきたい。
○当府においても、提案内容は①具体的な支障事例に記載のとおり、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における行政手続きのオンライン化に関する方向性と合致するものであると認識している。なお、当府における令和5年度の狩猟免許の処理件数は新規 363 件、更新 830 件の計 1,193 件であり、提案内容が実現した際は、府民の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。

各府省からの第1次回答

ご指摘の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討したいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「顔写真」の提出について、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討していただけるとのこと、感謝申し上げます。申請者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。
また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続きのオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討中であり、できるだけ早急に対応予定。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、環境省 第2次回答

整理番号	114
(管理番号	114)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようにする等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。
それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられ、また、同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度(ワンストップサービス)が創設された。自治体と同制度に参加した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。
一方、MC情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料をMC情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加すると、従来より犬の飼い主から徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な歳入減となる。さらに、ワンストップサービスへの自治体の参加は任意であるため、参加自治体と不参加自治体が混在している(令和6年4月1日時点の参加率 16.8%)。このため、飼い犬が参加自治体から不参加自治体に転居した場合やその逆の場合においても、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとっても分かりにくい制度となっているといった支障がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市は狂犬病予防事業(犬の登録事務等)を、地方獣医師会に委託しているが、同会から下記のとおり意見が寄せられている。
・ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在しているため、市民からの犬の転入手続の問合せに対する回答や、犬の登録業務に際し、逐一参加の有無を転入元自治体に確認する必要があり、業務を煩雑にしている。
・当市がワンストップサービスに参加する場合、犬の登録手数料の徴収を断念する可能性が高いが、その結果、動物衛生予算が削減され、地方獣医師会が行う狂犬病予防事業の縮小につながることを危惧される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体がワンストップサービスに参加した場合でも、マイクロチップ情報の登録手数料と、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を同時に徴収できるようになれば、犬の所有者にとって手続きが一度で済むため、利便性が向上するとともに、狂犬病予防事業を継続するための歳入を確保することができる。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても登録手数料が徴収できなくなることは大幅な歳入減となり、ワンストップサービスへの参加・不参加が混同している状況は事務手続上煩雑となっている。MCを広めるためにも飼い主に分かりやすい仕組みは必須であることから改正が必要と考える。

○従来からの狂犬病予防法上の犬の登録に加え、令和4年6月1日よりマイクロチップの登録制度が併存しており、市民は2つの制度を混同し、マイクロチップの登録を行ったことで狂犬病予防法上の登録も行ったと誤認し、市窓口での手続が必要ないものと誤解する場合がある。特例制度に参加すれば、マイクロチップの登録を行うことで狂犬病予防法の犬の登録も同時に行うことができ、市民にとってワンストップサービスとなることが期待できる一方、MC情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料をMC情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加した場合、従来から犬の飼い主より徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な収入減となる。

○ワンストップサービスに参加する場合、犬の登録に係る手数料徴収業務(手数料納付書の送付等)が自治体への負担となり、手数料滞納が発生する可能性もあることから、当市は不参加としている。当市を含めた全国の自治体のワンストップサービスの参加を促進させるためには、狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上のMC登録手数料の同時徴収等の制度改正の必要性があると考えます。

○「ワンストップサービス」に参加する自治体が少ない原因は、登録手数料の徴収に困難が伴うためであり、その改善策として、指定登録機関が登録手数料を徴収することが有効と考える。

○ワンストップサービスの参加自治体と不参加自治体が混在していることにより、手続が複雑化している実態があると考えます。犬の登録手数料とマイクロチップの登録手数料が自治体で徴収できるようになれば、市の歳入が確保でき参加自治体の増加が見込まれると考えられる。

○参加自治体と不参加自治体が混在しているため、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとって分かりにくい制度となっているといった支障は生じている。一方、すでに狂犬病の予防法の特例制度に参加し、運用している自治体が、環境省指定登録機関で手数料を徴収できることとなった場合においても手数料の改正は困難であることから参加自治体が増える方策が必要と考える。

○現在犬の登録を行っている市町村はワンストップに参加するに当たり、条例改正が必要であるが、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上なくなり、歳入減となるため、議会等の承認が得られず、条例改正が困難な状況にある。そのため、当県における参加自治体はない。厚労省及び環境省がMCの登録料と各市町村の手数料条例に基づく登録手数料までを徴収することが可能であれば、歳入減はなくなり、ワンストップサービスへの参加も促進されることと考える。

各府省からの第1次回答

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第2項の規定により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示ししているとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。

またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示ししているとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。

また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。

引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

狂犬病予防法の特例制度(ワンストップサービス)に参加して犬の登録手数料を徴収する場合、下記のような流れとなる。

- ①犬の飼い主が指定登録機関にマイクロチップ情報の登録を行う
- ②指定登録機関がマイクロチップの登録情報を市町村長に電子メールで通知する
- ③当該通知が犬の飼い主からの狂犬病予防法第4条に基づく飼い犬の登録申請とみなされる
- ④上記登録申請に基づき、各市町村の手数料条例で定めている飼い犬の登録申請に係る手数料を、各市町村が犬の飼い主に請求する
- ⑤手数料の納付を確認する
- ⑥未納の場合は督促を行う

上記の流れで手数料の徴収自体は可能だが、犬の登録手数料に係る納付書の送付、手数料の未納に対する督促等の事務が新たに発生してしまう。また、犬の飼い主にとっても、手数料を2回支払わなければならないといった負担が増えてしまうため、現実的には犬の登録に係る手数料の徴収を諦めざるを得ない。

国が行ったアンケートにおいても、ワンストップサービスに参加している政令市・中核市・特別区の100%、全自治体の72%が、手数料の徴収をしていないという結果が出ており、現在御省が提示されている手数料の徴収が現実的に困難であることは明らかである。

一方、ワンストップサービスに参加しても狂犬病予防業務(原簿の管理等)は残るため、公平性の観点からも、犬の飼い主には一定の負担をしていただく必要はあると考えている。

全ての市町村がワンストップサービスに参加できるよう同時徴収の制度を設計していただき、ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在する状況を速やかに改善していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【一宮市】

回答中『各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である』とあるが、マイクロチップ情報登録手数料とは別途の徴収事務として手数料の納付書の送付、滞納の場合の徴収事務が発生することになり、自治体への負担がむしろ増すことになる。

手数料徴収が可能であるにもかかわらず制度に参加できない自治体が大多数を占めており、そのため全国的に混乱を招いている現状を鑑みて、より現実的な対応方法を模索されたい。

また、『市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への委託業務等とすることも可能である』とあるが、マイクロチップを挿入する獣医師の開業している自治体と、狂犬病予防法の登録先自治体は、異なることが大半である。犬猫の流通状況を鑑みれば、ブリーダーあるいはペットショップ等でマイクロチップが挿入され、その後、犬猫が別の自治体で生体販売され登録を受けることになる場合が多い。したがって、地方獣医師会へ委託することは犬猫の流通形態にそぐわず、地方獣医師会への委託業務とすることでは問題の解決は望めない。

犬猫の全国的な流通状況も考え、マイクロチップ情報登録手数料とともに狂犬病予防法の登録手数料を一括徴収し、登録先自治体に頭数に応じ按分して配分する等が解決につながると思われる。法制度上の問題があるのであれば、法制度の改正も視野に入れるべきものと思料する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】
提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

特例制度には約1,400の市区町村が参加しておらず（令和6年7月1日現在）、特例制度への参加団体と不参加団体が混在している状況においては、全国統一的なオンライン化・デジタル化を進めることは困難である。市区町村の特例制度への参加が進まない背景に、市区町村による事後の手数料徴収が難しいという理由があることは明らかである。

そこで、市区町村が特例制度に参加する場合には、狂犬病予防法上の登録手数料についても、指定登録機関に委託することでマイクロチップ情報登録システムにおいて同時に徴収するようシステム改修を検討していただきたい。

その実現を図るために、厚生労働省及び環境省では以下の点について検討していただきたい。

(1) 狂犬病予防法上の登録手数料徴収の委託に当たっては、指定登録機関に対して、事務負担増に係るコスト負担が生じないように手数料増収分を活用するなど配慮した上で、協力要請すること

(2) 市区町村ごとに狂犬病予防法上の登録手数料に差異があることが支障の1つとなるが、システム改修に当たっては、1つのシステム上で異なる金額を徴収している例(*)を参考にしながら、利用者にとって利用しやすいものとする

※ eLTAX（インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム）については、令和8年9月から使用料等の公金収納にも活用することが見込まれている。

各府省からの第2次回答

各自治体が条例で定めた狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料について、環境大臣の事務を行う指定登録機関が代行して徴収することは困難である。一方で、各自治体が民間の事業者（徴収代行業者）に委託して徴収することは可能であり、既に示している納付書等以外の徴収の方策についても検討を進めている。例えば、指定登録機関の運営するHP上でマイクロチップを登録した後に、各自治体や徴収代行業者が運営するHP等に自動的に遷移・転送する措置等によって同時徴収を行うことが考えられる。この場合、指定登録機関の運営するHPの改修等の費用が発生するため、関係者とともに検討を進めているところである。

なお、提案事項である特例制度への参加促進に係る事項として、現在、飼い主が登録事項変更によって、犬の所在地を他自治体に変更した場合であっても、特例制度参加自治体へその情報が環境大臣から送付される措置について省令改正を検討している。これにより、特例制度参加自治体は、転出先自治体から直接通知を受けずとも、自治体外へ犬が転出した事実を把握することができるようになる。引き続き特例制度に参加するメリットを増やすことで、特例制度への参加促進に取り組んでまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	115	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	115)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたことにより、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられたが、MCから読み取った情報は、迷子の犬猫の返還やブリーダー等への指導等、使用目的が非常に限られており、外飼いの猫の飼い主への指導や路上死体となった犬猫の飼い主への連絡等、他の動物愛護行政には使うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外飼いの猫により生活環境に支障をきたしている市民から、そのような猫のマイクロチップ情報を読み取ることで、飼い主を特定し、指導をしてもらえないか、といった要望がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイクロチップ情報の使用用途が拡大すれば、外飼いの猫の飼い主が分かり、適正飼養に関する指導を行うことができる等、人と動物が共生する社会の実現につながることを期待される。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第21条の11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、福岡市、大牟田市

OMCから読み取った情報は使用目的が限られていることから、路上死体となった犬の飼い主への連絡等ができず、処分後に飼い主が判明した場合に補償等の問題が発生することがある。

○マイクロチップ情報の使用用途を拡大すれば、外飼い猫の飼主への適正飼養についての指導等が可能とな

ることから、有益であると考える。

○当市において地域猫活動を行う団体から、飼い猫と野良猫の区別の仕方が難しいとの話があり、活動を円滑に進めるのを妨げている要因になっていると考える。マイクロチップをうまく活用できれば地域の猫問題の解決に近づくと考える。また、迷い猫の問い合わせもあるため、路上で亡くなってしまった場合など速やかに飼い主へ連絡できれば良いと考える。

各府省からの第1次回答

マイクロチップの制度において、収集した個人情報は、個人情報保護法第69条第1項にもとづき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲として、例えば動物愛護管理法第36条にもとづき公共の場所において発見された動物の死体を收容した際の所有者への連絡、及び同法第35条にもとづき引取りを行った犬又は猫について所有者の発見に必要な範囲内において、マイクロチップ制度により収集した個人情報は利用可能である。

御指摘の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」についても、上述の個人情報が利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省へ個別に御相談頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動物愛護管理法施行規則第21条の11各号により、都道府県知事又は市町村長がマイクロチップ情報の提供を受けることができるのは、第一種動物取扱業者への勧告等及び法第35条により引取りを行った犬猫の返還業務等の実施に必要な範囲内と定められている。

さらに、マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A(第6版)(令和6年3月28日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)においても、下記のとおり国の見解が示されている。

5-⑦「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

(答)

・「逸走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。

これらのことから、現行の制度において、自治体は「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」を目的に、指定登録機関からのマイクロチップ情報の提供を受けることはできず、本提案の実現のためには、当該施行規則(環境省令)の改正等の措置が必要であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

環境省において、利用可能な典型例については動物愛護管理法施行規則第21条の11に追記し、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A(狂犬病予防法の特例に係るものを除く)(第6版)(令和6年3月28日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)」において、利用可能な場合を広範に挙げた上で、わかりやすいものとなるよう改訂していただきたい。

また、地方自治体のニーズを把握し、マイクロチップ情報の利活用を図る仕組みを大胆に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案自治体御要望の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の飼い主への指導」については、第1次回答にて現在でも自治体によるマイクロチップ情報の利用が可能である旨、回答した通りだが、自治体にすでに示している「自治体向けQ&A」及び行政機関が公開している「個人情報ファイル簿」の該当部分に関する記載について、よりわかりやすい説明となるよう令和6年度中に改訂する。地方自治体において個人情報の活用をはかりたい場合は、引き続き、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省に御相談を頂き、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に判断してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	242	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	242)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

具体的な支障事例

【支障事例】

当県では最終処分場設置に条件の良い特定の地域に 200 を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中が当該地域にて問題となっている。

このような状況に対し、当県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところである。

【支障の解決策】

指導要綱による対応には限界があり、調整には多大な労力を要し、苦慮してきた。根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が集中する地域について、その総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望する。

【現行制度では対応が不十分である理由】

本件については平成 27 年に同様の提案を行っており(管理番号 105)、環境省からの回答が示されているところである(地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている)が、先述のとおり、指導要綱による対応には限界があり、許可申請書が提出された場合、法令上の要件が満たされていれば許可せざるを得ない、というのが現状であって支障は継続している。

また、平成 27 年の回答では、廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項において、「周辺地域の生活環境の保全…について適正な配慮がなされたものである」ことを都道府県知事の許可要件にしていることが示されているが、生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評価することを要件としていないことから、安定型最終処分場の設置許可に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと思料され、現状では、地元住民の不安を払拭できていない。同様に平成 27 年の回答では、同法第 15 条の 2 第 4 項などにおいて、「生活環境の保全上必要な条件を付することができる」として示されているが、あくまで許可を前提とした許可時の条件設定に関する条文であることから、本支障の解決には至らないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物処理法に、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準及び処分場の設置許可に地域の実情を反映させるための地方の裁量を認める規定を創設することにより、地元調整、事業者の指導について明確な根拠を持った対応が可能となり、業務量の削減に資する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市

—

各府省からの第 1 次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。)は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めており、安定型最終処分場であっても埋立作業における大気環境の粉じん、騒音及び振動等が調査項目となっている。(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)

また、都道府県知事は、以下の条件に適合しない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五条の二第 1 項)

①その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(第一号)

②その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。(第二号)

さらに、当該地域の実情に応じて許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付することができることとされている。(法第十五条の二第 4 項)

このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。なお、本件は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成 10 年 5 月 7 日衛環第 37 号)」により各都道府県及び政令市に対して周知済みである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。)等に則り、生活環境影響調査の結果、問題がないと評価した上で最終処分場の許可処分を行っている。

しかしながら、安定型最終処分場は、その性質及び制度上、安定型以外の廃棄物の付着・混入がなければ地下水汚染等は発生しない建前であり、そのような事象が発生するおそれがある前提で生活環境への影響を予測・評価することはできない。一方で運用上は産業廃棄物管理票制度によるチェックや展開検査を実施したとしても、いわゆる安定五品目とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性がある。

当県では上記の制度的な事情及び実運用上の支障が生じた場合を考慮し、最終処分場が集中立地する地元住民の不安を払拭するため、市町村の要望も踏まえた上で、最終処分場の新設にあたっては、外形的な距離制限(既存の最終処分場等から 1 キロメートル以上離れた立地とすること)を指導要綱に設けている。しかし、行政指導の枠組み内の対応であるため、強制力がないという限界に直面している。

なお、当県以外においても、最終処分場設置に際しては地元住民の反対運動がしばしば起こるのが実情であり、訴訟(安定型処分場建設等差止請求事案等)において、自治体の許可処分が争われ、建設の差止めが認められた例もある。

また、法の許可処分は法定受託事務であるため、法の定める要件に適合する場合、知事は許可をしなければならず、知事に許可要件を設ける裁量は認められていない。水質汚濁防止法や騒音規制法のように、地域の事情に応じた規制を可能とする規定もない。

さらに、許可処分に生活環境の保全上必要な条件を付することができるとしても、設置許可を前提とするため、当県の直面している問題の解決には適さないと考える。

については、上記を踏まえた上で、第1次回答の内容を具体化するものとして、設置許可の段階で、どのような調査や要件の検討を行い、どの程度の裁量を行使することで、最終処分場が集中立地する地域における環境への配慮や地域住民の不安解消の対応が可能となるのか、争訟予防の観点も踏まえてお示しいただきたい。

当県では現行制度の下で十分な対応ができないと認識しているため、あらためて提案内容を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

最終処分場の設置規定に関する都道府県の裁量については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

関係府省ヒアリングにおいて、複数の安定型最終処分場が既に立地している地域において、新規に安定型最終処分場が設置されることによる環境負荷の増大を考慮して生活環境への影響を審査することは、現行法の許可基準の適合性の判断において対応可能との見解が示された。

この点について、「周辺地域の生活環境保全等についての適正な配慮」に係る裁量の範囲が曖昧であり、地方自治体が苦慮しているため、当該基準の範囲内で、本件支障の解消に資する方策について整理し、地方自治体に周知することを検討すべきではないか。

例えば、独自条例を制定し、集中立地地域においては、生活環境影響調査にて地下水汚染の現況把握・予測を行うこととし、その調査結果によっては不許可とすることを定めることが可能か、検討いただきたい。

また、このような独自条例の制定が可能であることを、法改正により明文化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされていない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五条の二第1項第二号)

当該規定の周辺の施設の範囲については、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設をいうものであって、例えば、病院、保育所、幼稚園、学校などが考えられるが、個別の状況に応じて都道府県知事が判断するものであることとされている。

貴県において、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、騒音等の生活環境への影響を考慮し、稼働中の最終処分場から1km以内への新たな最終処分場の設置を規制する指導要綱を設けていると承知している。現行の解釈においても、最終処分場の集中立地による周辺施設の生活環境への影響(騒音等)が著しい場合には、周辺の施設に対して適正な配慮がなされていないと判断して、不許可とすることができる旨を明確にするとともに、都道府県等に対して解釈通知を発出し、周知したい。